

## 玉川村に住もう!! 定住促進補助事業

### 玉川村定住促進補助事業について

玉川村では、住宅取得を奨励し、定住の促進および人口の増加を図り人々が集う豊かで活力あるまちづくりのため、村内に新築住宅を取得した方に定住促進補助金を交付します。

#### 1. 補助金の交付対象者

玉川村に定住する意思をもち、村内に新築住宅(平成27年4月1日以後に契約締結)を取得した方等

※詳細については、要項及び概要でご確認ください。

#### 2. 補助金の交付額

補助金の基本的な交付額は30万円とし、次のいずれかの要件に該当する場合は、それぞれ加算して交付します。

・子育て加算(一人あたり15万円)

交付対象者と同居する15歳未満の子がいる場合。

・転入者加算(40万円)

転入の日から住宅取得までの期間が1年未満の者、かつ転入の日前3年において村内に住所を有していなかった者。

#### 3. 補助金交付対象の住宅

人の居住の用に供する居室、専用の台所、浴室、トイレ及び玄関を有し、総床面積50㎡以上の利用上の独立性を有するもの。

#### 4. 補助金交付の申請手続

定住促進補助金交付申請書(様式第1号)に添付書類を添えて、産業振興課まで提出してください。

#### 5. 補助金交付の申請受付期間

平成27年 4月 1日 から 平成32年 3月31日 まで

#### 6. その他

補助金交付の詳細については、要項(PDF)及び概要(PDF)等で確認してください。

#### ▼問い合わせ先

玉川村役場 産業振興課 地域・農業振興係

☎0247-57-4627

[定住促進補助事業概要\(PDF\)](#)

[交付申請書等様式\(Word\)](#)

[交付申請書等様式\(PDF\)](#)

[交付申請書記載例\(PDF\)](#)